

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する調査報告

## 1. 調査目的

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要の中から、主には相談支援事業、地域生活支援拠点および研修制度改正に関する独自調査を行い、滋賀県内相談支援事業所の事業運営および地域の相談支援体制整備に寄与する。

## 2. 調査方法

滋賀県相談支援専門員協会役員、滋賀県障害者自立支援協議会相談支援従事者研修検討委員、県内基幹相談支援センターへ意見聴取し、その内容に関して厚生労働省へ聞き取り調査を実施した。

## 3. 調査時期

意見聴取：平成30年3月8日～3月15日 聞き取り調査：平成30年3月18日

## 4. 調査報告の取り扱いについて

- ・滋賀県内の各相談支援事業所に配布して頂いて構いません。事業所運営や地域の相談支援体制整備等にご活用ください。
- ・滋賀県相談支援専門員協会の独自調査によって得た情報を記したものです。調査結果に関して厚生労働省に直接問い合わせる等はお控えください。
- ・正確な情報については厚生労働省から今後発出される各種通知等をご確認ください。

## 5. 調査結果

### ①計画相談支援・障害児相談支援

項目	質問内容	聞き取り結果
モニタリング実施標準期間の見直しについて	「モニタリング結果を市町村に報告」とあるが、支給決定内容に関わらず、全てのモニタリングに報告が義務付けられるのか。	全てではなく、市町村の求めに応じてになります。例としては市町村の支給決定基準を超えて支給決定されているケースなどを想定しますが、その限りではありません。また、今回は基準としては示していませんので義務ではありません。この内容は通知で示す予定です。
	サービス提供事業所は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業所等に報告すること、また、指定特定相談支援事業者等は継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に報告することとなるが、「義務」か、もしくは「努力義務」か。	市町村は支給決定者であるためサービスの提供状況の聴取等問題ありません。その業務を委託される基幹相談支援センターについても市町村が行なっていることとみなされると考えます。検証内容は「支援の実施状況を検討し評価する」ことが目的です。本来は市町村が行うべき役割をより明確に示しているとお考えください。
	モニタリングの検証について、市町村から基幹センター等に委託した場合の個人情報の取り扱いに関してどのように考えればよいか。	新サービスと施設入所支援等については平成30年4月1日以降に実施するサービス利用支援時すなわち支給決定の変更もしくは更新時に適用されます。それ以外の区分については平成31年以降に実施する支給決定の更新もしくは変更時に適用されます。新規も同じです。施設入所支援で3年間の支給決定がされている場合は、早めに（少なくとも31年度中）実施する旨を示す予定です。
	モニタリング期間が見直される時期は平成30年度内の支給期間終了やサービス利用変更時に合わせて修正していいか。	報告様式としてはサービス提供実績記録表の写しを想定しています。こちらも今回は義務化していません。今後通知で示す予定です。
	サービス事業所から利用状況について情報提供、報告とあるが、どのような報告を想定しているか。報告様式等は示されるのか。また、サービス事業所の義務とするのか。	国で示すモニタリング実施標準期間はあくまで勘案事項の一つですので必ずこの期間で設定しなければならないものではありません。利用状況等も含めて相談支援専門員からモニタリング実施期間を提案してください。それを勘案して市町村が決定することになります。
	新たにモニタリング期間が3ヶ月になる部分について、利用実績のないサービス（要は念の為、支給決定受けているだけ）が支給決定されていた場合でも、3ヶ月の対象になるか。	安定的な生活介護のみの利用などと同じで、モニタリング頻度を高めるエビデンスが現状ではないからです。児童のサービスについては次回報酬改定に向けて検証する予定です。
	児童発達支援や放課後等デイサービスなど、児童福祉法上のサービスが見直しの対象ではない理由は。	
相談支援専門員一人あたりの標準担当件数	相談支援専門員ひとり当たりと言う考えは、事業所で登録している相談支援専門員総数の数と考えてよろしいか？例えば、その月のモニや更新の数が、A相談支援専門員42件、B相談専門員20件 合計62件 事業所一人当たり62÷2人で31件ということで、減減にはならないとのことか。	前6月の平均ということになりますが、基本的にはお見込みの通りです。兼務している相談支援専門員や非常勤の相談支援専門員も1名として取り扱ってください。
	前6月における一人当たりの一月の平均値とあるが、1事業所あたりの対応総数を相談員の数で割り戻し1月ケース数40未満であれば減算対象とならないとの理解で正しいか。	

基本報酬の見直し	平成30年度から施設入所者等及び就労定着支援、自立生活援助、日中支援型共同生活援助（以下新サービス）を利用する者のモニタリング期間を3ヶ月とし、請求時には新単価（サービス利用支援費1,458単位または継続サービス利用費1,207単位）を算定する理解で良いかどうか。		自立生活援助などの新サービスは3ヶ月に1回、施設入所支援等は6ヶ月に1回となります。新しいモニタリング標準期間を適用する区分については新単価を適用します。
	平成30年度に限り、施設入所者等及び新サービス利用者以外のサービス利用者の請求時における単価については、経過的サービス利用支援費（1,611単位）または経過的継続サービス利用支援費（1,310単位）を算定する理解で良いかどうか。		お見込みの通り。
	平成31年度より、全てのサービス利用者の計画相談支援給付費は新単価の算定との理解で良いかどうか（経過的サービス利用支援費は廃止されるとの理解でよい）		お見込みの通り。
特定事業所加算の評価の見直し	特定事業所加算（Ⅰ）を平成30年4月から請求する場合、主任相談支援専門員の配置は、今後研修を受けることを見なしての配置でも構わないのか。それとも、実際に主任相談支援専門員の研修を終了し、実際に配置してからの請求できるのか。		主任相談支援専門員は実務要件と研修修了が要件となります。いわゆる「みなし配置」という考え方はありません。平成30年度は主任相談支援専門員の養成は国研修のみで行います。対象者は基幹相談支援センターにすでに配置されている者もしくは配置が予定されている者のみとなります。加算取得のためには受講できません。都道府県での養成は早くとも31年度以降となります。そのため主任養成の体制が整うまでの間、特定事業所加算Ⅱを期間限定で設定しています。
	特定事業所加算（Ⅰ）および（Ⅱ）の常勤かつ専従を4名以上配置の考え方を具体的に示してほしい。		（Ⅰ）については、常勤専従：3名（うち、主任研修修了者1名）、常勤兼務：1名という配置でも対象となります。 （Ⅱ）については、常勤専従3名（うち、現任研修修了者1名）常勤兼務：1名でも対象となります。
	特定事業所加算に配置される、常勤かつ専従の相談支援専門員が「地域移行支援従事者」「地域定着支援従事者」「自立生活援助地域生活支援員」のそれぞれまたは全てを兼務する事は可能であるかどうか		可能です。これらを兼務しても計画相談支援として常勤専従とみなします。
	特定事業所加算の新たな要件①の解釈について、事業所単位の相談支援専門員の数で考えるということでしょうか。		お見込みの通り。
新たな加算の創設	初回加算	この条件は障害児相談支援と同じ条件、①新規で利用する場合②その月前6月間において、福祉サービスを利用していない場合と考えてよいのか。	お見込みの通り。ただし、新単価を算定する場合のみ。
	入院時情報連携加算	モニタリング月（もしくは更新月）でない月、つまり基本報酬が発生しない月に利用者が入院し、病院との情報共有等をした場合も加算対象か。もしくは次の報酬請求時に請求対象となるのか。	直後のサービス利用支援もしくは継続サービス利用支援実施時に請求してください。
		この病院等のやりとり等は何らかの記録に残すと考えられるが、その場合、指定の書式はあるのか。もしくは、必ずこの項目等は記録に残さないという条件等はあるのか。	標準記録様式を示します。
	退院・退所加算	旧単価を算定する場合においても算定可能か。	可能です。
		サービス等利用計画を作成した場合、つまり計画作成にいたった場合、その月に報酬と加算が取れると考えるが、実際、計画はすぐにできず、何度かやり取りが必要であるとする。その時、月をまたいで相談支援が行われることが予想されるが、その場合、またいでも加算は3回までならとれるのか。 例)2月 退院カンファ① 4月 退院カンファ② 5月 退院カンファ③ +計画書の作成 6月 1日 退院 本計画提出サービス利用開始 この場合、6月にサービス等利用計画の本報酬 この時に2月①、4月②、5月③の退院・退所加算つげ一緒に請求できるということか。	一連の流れの中で行った支援については月をまたいでも算定できます。ただし直接退院後の支援に関係するやり取りである必要があります。（退院、退所に関する記録が必要です）
	指定の記録用紙や必ず記録時に記載する項目はあるか。	項目はどのようなやり取りを行ったかと、サービス等利用計画の作成に必要な事項です。標準記録様式を示します。	

居宅介護支援事業所等連携加算	「当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後、6ヶ月は算定不可」と記載されているが、この6ヶ月間または6ヶ月以上の期間においてサービス等利用計画が作成されている場合、「当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後、6ヶ月後」において同様の支援を実施した場合に算定可能であるかどうか。	どのような状況が想定されるかを確認したいですが、一旦介護支援専門員に引き継いだり、なんらかの理由により相談支援専門員にケースが戻ってきて、さらにその人を介護支援専門員へ引き継ぐといった場合、告示上は算定できます。
医療・保育・教育機関等連携加算	「通院付き添い」し主治医と面談した場合は算定可能か。	それにより必要な情報を得て、その情報が反映されたサービス等利用計画を作成した場合にのみ算定することができます。
	実際のサービス等利用計画に医療、保育、教育機関の記載が必要か？	記載があることが望ましいと考えますが、最終調整中です。
サービス担当者会議実施加算	サービス提供時モニタリング加算と同一月に同一利用者に対して実施した場合、両方算定することは可能か。	可能です。
	継続サービス利用支援等の実施時以外を対象とすることはできないのか。	継続サービス利用支援時に実施した場合に評価するものです。よって、基本的には継続サービス利用支援月に実施した場合のみとなります。(例えば、6月に継続サービス利用支援を実施する場合、6月中にサービス担当者会議を実施しなければ対象とならない)
サービス提供時モニタリング加算	継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、「それ以外の機会」とは、モニタリング月以外でもよいということか。例えば3月にモニタリングあり、5月にサービス事業所訪問した場合、この場合加算を次回のモニタリング時の時に請求できるのか？	継続サービス利用支援の実施月以外でも実施が可能です。請求は加算のみでの単独請求が可能です。(単独加算であるため、継続サービス利用支援と必ずしも併せて請求する必要はありません)
	施設入所者も対象か。	対象となります。その他の場合も含みますが、相談支援専門員が業務をしている事業所でのモニタリングは算定できません。
	指定の記録用紙や必ず記録時に記載する項目はあるか。	記録項目は、訪問の目的、提供されていた支援内容、利用者の様子、その他事業者や本人とのやり取りなどです。標準記録様式を示します。
行動障害支援体制加算 要医療児者支援体制加算 精神障害者支援体制加算	研修終了者を配置し、公表した場合、利用者全員が加算対象か。それとも利用者の状態(例えば重心認定や行動関連項目など)で加算対象が変わるのか。	利用者の状態に関わらずすべての利用者が対象となります。また、ここで示す公表とは、事業所のパンフレットに記載する、事業所入口付近に掲示するなど想定しています。利用者に専門性を明確に示すこと、また「行動障害の知識がないから」という理由で利用を拒む事象を防ぐことが目的です。なお、加算の取得については初回に市町村に申請する必要があります。申請様式については国から示します。
	その研修を修了した者が計画相談支援を実施した利用者のみか、それとも事業所に研修修了者を一人でも配置していれば、他の相談員が計画相談支援を実施した利用者も対象となるか。	上記のとおり、対象となります。
	専従の相談支援専門員を配置する事が条件であるか。	専従が要件です。
要医療児者支援体制加算	都道府県において該当する研修が実施されない場合はどのようにすればよいか。	都道府県に実施してもらうように働きかけてください。研修の充実も加算設定の目的です。
精神障害者支援体制加算	どのような研修をイメージすればよいか。	地域生活支援事業に記載された研修ですが、一部は標準カリキュラムが示されているものもあります。

②地域生活支援拠点

相談機能の強化	市町村が拠点等として認めた指定特定相談支援事業者等の、地域生活支援拠点等相談強化加算に該当する相談支援専門員の条件はあるか（常勤専従など）。また、配置条件など、市町村に独自に裁量権があるのか。	特に要件は定めていない。拠点の整備については実施主体はあくまで市町村です。ただし、委託相談支援事業所については同様の役割が既に付加されている場合は対象とならないことがあります。委託契約上の内容によって市町村が認める場合は算定出来る場合もあります。
地域の体制づくり	地域体制強化共同支援加算を算定できる要件は、事例検討等に参加した事業者等のうち、 ①市町村より地域生活支援拠点等として認めた事業所に限るのかどうか？ ②市町村が地域生活支援拠点等として認めた特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含め）にのみ算定が可能であるかどうか	拠点として認めている事業所のみです。

③研修制度の見直し

現任研修と更新研修のカリキュラムの違いは？	現任研修は今のところ従来と同じものとする予定です。更新研修は現在カリキュラムを検討中です。
主任相談支援専門員受講の要件について。「3年以上の実務」は現任研修や更新研修の修了後より3年以上の期間であるかどうか。	現任研修修了後、3年以上の期間において障害者総合支援法に示されている相談支援事業および障害児相談支援の実務の経験が要件となります。「修了後」の解釈は、例えば8月15日に修了した場合は、その日から3年以上の期間となります。
現任等の要件である相談支援業務であるが、この場合の相談支援業務の範囲とはどこまでか。例えば、実際に特定・障害児相談支援として登録し業務をしているか、それとも何らかの委託相談の業務をうけおっているのか、もしくは、その施設のケースワーカー等の相談支援の業務をしているかなど。	上に同じ。 施設のケースワーカーなどは対象外。

④その他

自立生活援助を相談支援事業所が行う場合のメリット、デメリットを教えてください。	これまでケアマネジメントが必要ない場合でも毎月モニタリングで訪問していたり、モニタリングが算定されなくても基本相談支援として訪問していた人などに対して、自立生活援助で対応することができる。すなわち個別給付により包括的な相談支援を実施することが出来る。また、計画相談と併せて実施する事で、同じ利用者から毎月の報酬が得られるため、全体として担当利用者を少なくすることが出来る。
---	--